の他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵に残留するトリフルミゾールの量の限度、米に残留するピラゾスルフロンエチルの量の限度、きゅうり及びなつみかんの果実全体に残留するフルフェノクスロンの量の限度並びになつみかんの果実全体に残留するレピメクチンの量の限度については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例によることができる。

平成二十七年三月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一のA6の(1)の表のイマザピックの項を次のように改める。

イマザピック	小麦	0.05ppm
	とうもろこし	0.01ppm
	大豆	0.5ppm
	らっかせい	0.1ppm
	さとうきび	0.05ppm
	なたね	0.05ppm
	牛の筋肉	0.1ppm
	豚の筋肉	0.1ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1ppm
	牛の脂肪	0.1ppm
	豚の脂肪	0.1ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1ppm
	牛の肝臓	1 ppm
	豚の肝臓	1 ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1 ppm
	牛の腎臓	1 ppm
	豚の腎臓	1 ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1 ppm
	牛の食用部分	1 ppm
	豚の食用部分	1 ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1 ppm
	乳	0.1ppm
	鶏の筋肉	0.01ppm
	その他の家きんの筋肉	0.01ppm
	鶏の脂肪	0.01ppm
	その他の家きんの脂肪	0.01ppm
	鶏の肝臓	0.01ppm
	その他の家きんの肝臓	0.01ppm
	鶏の腎臓	0.01ppm
	その他の家きんの腎臓	0.01ppm
	鶏の食用部分	0.01ppm
	その他の家きんの食用部分	0.01ppm
	鶏の卵	0.01ppm
	その他の家きんの卵	0.01ppm

第一のA6の(1)の表のイマザピックの項の次に次のように加える。

イマザピル	小麦	0.05ppm
	とうもろこし	0.05ppm
	大豆	5 ppm
	小豆類	0.3ppm
	ひまわりの種子	0.08ppm
	なたね	0.05ppm
	牛の筋肉	0.05ppm
	豚の筋肉	0.05ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05ppm
	牛の脂肪	0.05ppm
	豚の脂肪	0.05ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05ppm
	牛の肝臓	0.05ppm
	豚の肝臓	0.05ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05ppm
	牛の腎臓	0.2ppm
	豚の腎臓	0.05ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05ppm
	牛の食用部分	0.05ppm
	豚の食用部分	0.05ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05ppm
	乳	0.01ppm
	鶏の筋肉	0.01ppm
	その他の家きんの筋肉	0.01ppm
	鶏の脂肪	0.01ppm
	その他の家きんの脂肪	0.01ppm
	鶏の肝臓	0.01ppm
	その他の家きんの肝臓	0.01ppm
	鶏の腎臓	0.01ppm
	その他の家きんの腎臓	0.01ppm
	鶏の食用部分	0.01ppm
	その他の家きんの食用部分	0.01ppm
	鶏の卵	0.01ppm
	その他の家きんの卵	0.01ppm